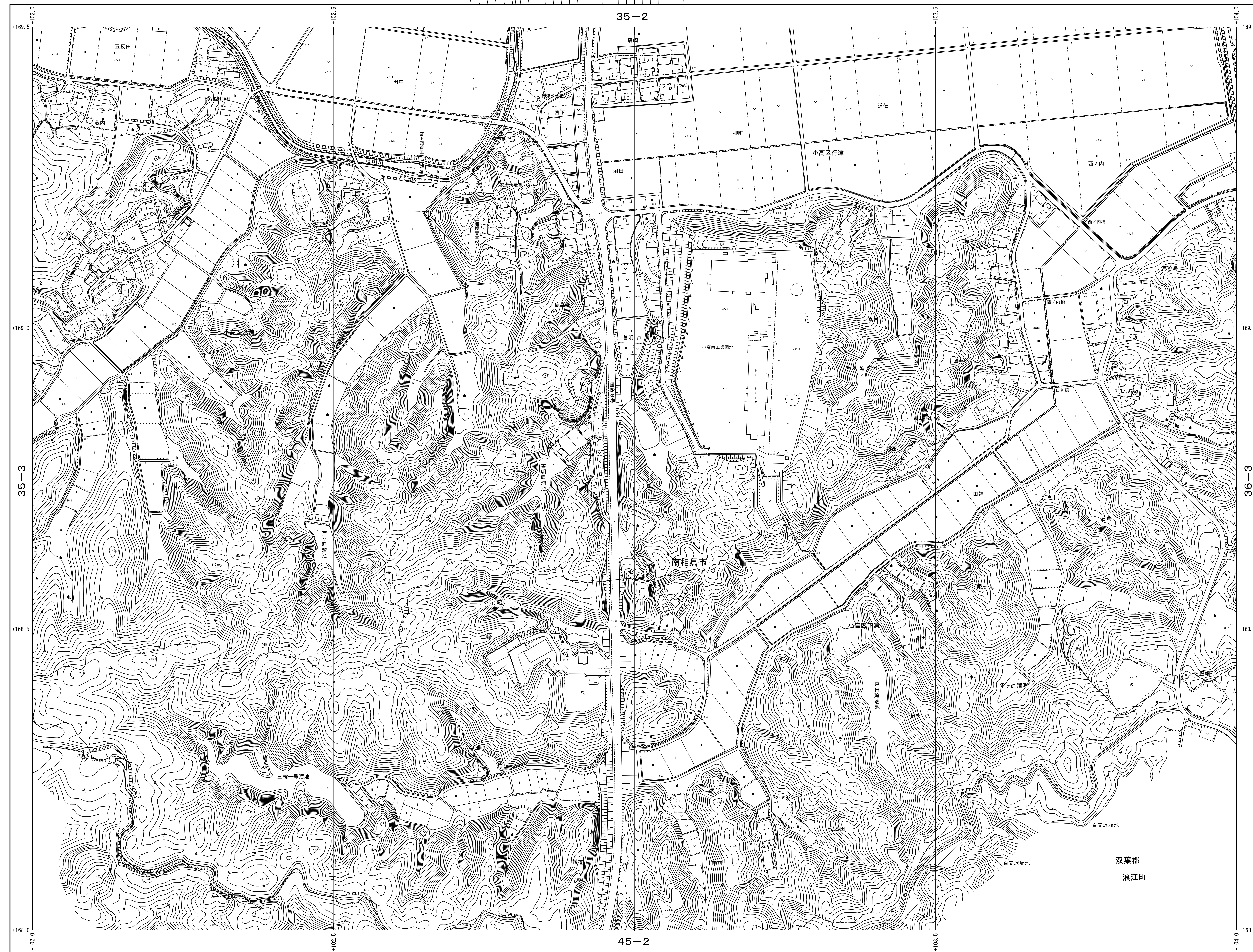
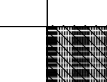


IX-EG 35-4

南 相 馬 都 市 計 画 図



IX-EG 35-4

35-1	35-2	36-1
35-3		36-3
	45-2	

記 号

[illegible][illegible]

			果樹園		園庭
	田		その他の 樹木類		山地
	畑		芝地		まいた地
	きとう さび路		広葉 樹林		しの地
	パイプ ツプル渠		針葉 樹林		やし料 被褥
	桑畑		竹林		灌漑地
	菜畑				

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅷ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は、世界測地系(2011)による

IX-EG 35-4

平成 23 年 測量 撮 影 平成 22 年 10 月
現 像 平成 22 年 12 月

撮	影	平成22年	10月
現	調	平成22年	12月

撮	影	平成22年	10月
現	調	平成22年	12月

1:2,500

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである
(助言番号) 平成22 東公 第 173号」

は、国土地理院長の助言をうけて得たものである
(助言番号) 平成22 東公 第 173号。

計 画 機 関 南 相 馬 市
作 業 機 関 国 際 航 業 株 式 会 社
 許 可 な く 複 製 を 禁 ず る。

計 画 機 関 南 相 馬 市
作 業 機 関 国 際 航 業 株 式 会 社
 許 可 な く 複 製 を 禁 ず る。

南 相 馬 市
国 際 航 業 株 式 会 社
許可なく複製を禁ずる。